

～相談事例～

こんな時、どうするの

事業所で使用していたショーケースと冷蔵庫を廃棄したいのですが、どうしたらいいですか？



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

私の父は飲食店を経営していて、コロナが蔓延しその後も客足が戻らないので、去年、事業をやめ、使用しなくなった機器を処分しはじめました。調理台などの厨房機器は買い取ってくれる方に譲りましたが、冷蔵庫類が3台残っています。クーラーもありますが、それは使えるので使おうと思います。食器も数がそろわないと買い取ってくれないので処分したいです。どうしたらいいですか。

(協会)

冷媒が入った機器は、事業で使用しても機器自体が「事業用」か「家庭用」か区分されていますので、その仕分けに沿った処分方法になります。ただし、産業廃棄物であることには変わりませんので、運搬を委託する場合は産業廃棄物の収集運搬業の許可を有する方をお願いします。食器もガラス陶磁器くずか、プラ、金属のいずれかになると思いますので、産業廃棄物として委託処分してください。もし、木製のお椀や箸がありましたら、一般廃棄物になりますので、市の清掃センターに搬入してください。

(相談者)

食器はわかりました。木製品だけ気をつければいいんですね。冷蔵庫は「事業用」か「家庭用」かは、どこをみればわかるのですか？

(協会)

扉の内側に書いてあると思います。必ず表示されていますので探してください。

(相談者)

冷蔵庫が「事業用」か「家庭用」か銘板がありました。ショーケースは業務用でした。

(協会)

まず、家庭用冷蔵庫は、家電リサイクル法に従って処分していただくことになります。インターネットで、メーカーと型式をもとに処分費用を調べ、その費用を郵便局で「リサイクル券」購入として支払います。処分費用は、○×社製の○○型の製品→処分費用という検索の流れになりますが、全国一律です。

持ち込み先は、各市町が指定する「集積所」がありますので、市役所にその場所をお尋ねください。インターネットで「家電リサイクル法」「事業所の市町村名」「集積所」と入力しますとヒントがあるはずですが。メーカーにより集積所が2つのグループに分かれています。搬入を委託するなら、集積所にメーカー名を伝え対応しているか確認したうえで産業廃棄物の許可業者に委託しましょう。

次に、業務用冷蔵庫は冷媒を抜き取ってもらわないと廃棄物として処分できません。栃木県のHPをご覧ください、「第一種フロン回収」というキーワードで検索しますとお近くのフロン回収業者を見つけられます。フロンを回収した証として「引取証明書」を発行してもらい、その写しを産業廃棄物の処分業者に渡す必要があります。

(相談者)

なかなか面倒ですね。もう一度おさらいしていいですか。

家庭用冷蔵庫は、郵便局でリサイクル券を買い、集積所に持って行く。集積所にメーカーを伝え搬入可能か事前に連絡しておく。運搬は産廃！

業務用冷蔵庫は、第一種フロンを回収できる業者を県のHPで調べて、フロン回収を委託し「引取証明書」を発行してもらう。「引取証明書の写し」と共に、処分業者に持って行く。運搬を委託するなら産廃！

木製の食器は、市のクリーンセンターですね。

～相談事例～

(協会)

まず、機器のメーカーと型式を調べ、家電の時はリサイクル券を買うまでの調査に手間どり、集積所も市内にないこともありますので、根気よく探してください。家電量販店は詳しいので、聞いてみてもいいですが、あくまでも産業廃棄物ですので、あとはよろしく～という対応はいけません。リサイクル券を保管しておくのはマニフェストのA票保管（5年）と同じ意味になりますし、引取証明書も3年間保存しなければいけません。

(相談者)

リサイクル券は家電リサイクル法、マニフェストは廃棄物処理法、引取証明書はフロン排出抑制法・・・面倒ですね。

そういえば、クーラーも面倒なんですね。電気屋さんに点検して下さいって言われました。

(協会)

クーラーは点検を求められているとすれば「業務用」なのかもしれませんね。フロン回収抑制法に基づく点検だと思います。名盤を見て点検義務があるものか電気屋さんに聞いてみてください。処分の考え方としては冷蔵庫と同じで銘板を見て確認していただくことからです。また、お困りになったらまた連絡してください。フロンに関しては、地球温暖化防止のため規制が厳しくなっていく方向ですので。

フロンに関することは、地元を管轄する環境森林（管理）事務所にお尋ねください。

(相談者)

わかりました。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（10月1日現在、11件契約）
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、10月1日現在、正会員193社・賛助会員24社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016